

愛南町えひめ版応援金(第2弾)

～愛媛県との連携事業～

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業者の経営への影響が長期化していることから、さらなる感染防止対策の徹底と事業の継続に向けた取組みを支援します。



注) ① 国の「6月～9月を対象月とする月次支援金」及び
② 「6月～9月の飲食店の時短営業に対する協力金」を受給した方は、対象外です。

対象者

主な要件

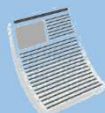
- ア 令和3年9月1日において、町内に本社(法人)又は住所(個人事業主)を有すること
- イ 今年6月～9月のうち、前年又は前々年の「同月と比較して**30%以上**」又は「連続2か月それぞれで比較して**15%以上**」の売上減少月があること
- ウ **比較する月を含む** 税申告書類により、年間の売上(給付金、雑収入等除く。)が法人で240万円以上、個人事業者で120万円以上
(※又は120万円未満で、『事業収入』>『他の収入の合計』)であること
- エ 売上減少の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響によること
- オ 事業継続の意思があること
- カ 業種別ガイドラインを遵守し、新型コロナウイルス感染防止に取り組むこと

交付額

20万円 (法人・個人事業主同額)

注) ただし、要件ウ※の場合は、**10万円**

提出書類



- ① えひめ版応援金(第2弾)交付申請書兼請求書(様式1号)
- ② 誓約書兼町税等の滞納調査同意書(様式2号)
- ③ 申請理由申告書(様式3号)
- ④ 本人確認書類の写し(運転免許証等)
- ⑤ 売上減少月の売上台帳等の写し(ただし、**白色申告**の場合は比較する月の売上台帳等も必要)
- ⑥ 売上減少月と**比較する月を含む** 税申告書類の写し



申請窓口・問合せは よくある問合せは、裏面へ👉

商工観光課(役場本庁2階) ☎ 0895-72-7315

番号	よくある問合せ	回 答
1	えひめ版応援金（第2弾）の対象者は？	町内に事業所（本店・本社）がある法人（医療法人、NPO法人等を含む。）又は町内に住所がある個人事業者が対象です。
2	新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことが要件になっていますが、具体的にどのような業種が対象になりますか？	一概にどの業種が対象とは指定しませんが、想定としては、小売業、卸売業、飲食業、宿泊業、理美容業、教育関連業、タクシー業、レジャー産業などです。申請される際は、申請理由申告書（様式3号）で具体的な売上減少要因を申告していただくことになります。
3	業種は、申請書（様式1号）にどのように記載すればよいですか？	日本標準産業分類の「中分類」に基づき、記載してください。町ホームページに業種の一覧表を掲載しています。
4	新型コロナウイルス感染症の影響を受けていることが要件とのことです。売上減少の要件のみで申請できませんか？	新型コロナウイルス感染症の影響を直接的又は間接的に受け、申請理由申告書（様式3号）に具体的な売上減少要因を記載できることが必要です。
5	法人ですが、決算のタイミングにより比較する月の確定申告書類を提出できません。どうすればよいですか？	直近の事業年度の確定申告書類を提出の上、比較する月の売上げを確認できる売上台帳、試算表等を提出してください。
6	本人確認書類は、申告書類では代用できませんか？何が必要ですか？	今回の応援金については、事業主の住所要件がある関係上、本人確認をさせていただいております。個人事業者、また法人の場合は代表者の免許証、保険証等の写しを提出してください。
7	郵送での申請は、できますか？	対面で本人確認をさせていただき、書類を確認させていただきたいため、お手数をおかけしますが、役場までお越しください。
8	応援金の額は、売上減少額にかかわらず、一律20万円ですか？	売上減少額にかかわらず、原則として一律20万円です。ただし、個人事業者で年間事業収入が120万円未満、かつ、年間事業収入が同年間の他の収入の合計を超えている場合は10万円ですので、ご注意ください。
9	個人事業者ですが、比較する月を含む住民税申告書類には、月ごとの売上げの記載がありません。どうすればよいですか？	住民税申告書の控え、収支内訳書の控え、比較する月の売上げが分かるもの（売上台帳等）の写しを提出してください。
10	昨年12月に創業しました。売上減少を比較できませんが、新型コロナウイルス感染症の時短営業の影響を受けています。何とかありませんか？	創業者特例の適用を検討してください。詳しくは、町ホームページをご覧ください。そのほかには、事業承継特例や法人成り特例もございます。
11	国や町の他の給付金を受け取っていますが、えひめ版応援金（第2弾）も受け取れますか？	国の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置に伴う「月次支援金」で6月から9月までの月を対象に受給された方や、松山市等での6月から9月までの月を対象とした飲食店の時短営業に対する協力金を受給された方は、対象外となります。なお、今回の応援金については、これまでの町の給付金を受給していても申請できます。
12	えひめ版応援金（第2弾）の交付を受けるに当たって、注意することは？	次の事項を誓約いただきます。 ① 今後も事業を継続すること ② 新型コロナウイルス感染症感染対策に今後も取り組むこと